

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系ドライウェル側配管の結露防止用電気ヒーターの運転制御用交流電磁接触器に異音が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理	D	
2	3号機	3・4号機用275kV超高圧開閉所用圧縮空気貯槽（1基）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の点検において、No. 1軸受カバー締付用ボルトが折損したため、当該部を修理	D	
4	4号機	連続ダスト放射線モニタ装置に信号処理装置の異常を示す警報が発生したため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
5	4号機	タービン建屋換気空調系の排気筒サンプリング用フィルタの入口温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
6	5号機	循環水ポンプ（B）駆動用電動機の塗装作業において、冷却用ファンの保護カバーに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の補機冷却海水系機関室入口海水圧カスイッチの点検において、当該計器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の始動空気槽圧力計の点検において、当該計器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
9	5号機	タービン建屋地階トレンチ内床ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
10	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ（油・スチームドレン処理建屋側）内における漏水発生の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
11	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ（タービン建屋側）内における漏水発生の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備雑固体廃棄物減容処理建屋換気空調系の給気ファン（A）の点検において、シャフトの軸受部に摩耗、また、キー及びキー溝に噛み傷が認められたため、当該シャフト軸受部（キー溝含む）を修理及びキーを交換	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備の排ガスフィルタ（A）に詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	ペレット等固化設備の予防保全作業において、ペレット採取ホースの接続部固定用フックが外れ貯槽内に落下していたことが認められたため、当該フックを回収及び対応検討	D	
15	その他	使用済燃料共用プール建屋3階の使用済燃料輸送容器用吊具操作装置の事前動作確認において、変位センサの異常検知を示すランプが点灯したため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで